

第3号議案

令和3年度 事業方針大綱（案）

令和2年度は、まさに新型コロナウイルスに翻弄された1年となりました。支部総会、本会総会は委任状により出席者を極力少なくして開催するという異例の方式で行うことになりました。8月の業務研修会は10月に延期し、会場を含め感染防止対策を徹底した上で何とか集合形式で開催することになりました。賀詞交歓会につきましても、2度目の緊急事態宣言の発出を受け、賀詞交歓会を開催するようになってからはじめて中止にせざるを得なくなりました。

このように例年では淡々、粛々と行われるべき行事を開催することができない、あるいは開催するのに多大な労力を要する事態となりました。何とか本会の運営をすることができたのは、会員の皆様のご協力と役員及び事務局職員の皆様のご尽力のおかげであると感謝しております。ありがとうございました。

令和2年度の予算執行につきましては、全体では予算執行率は約76パーセントという決算となりました。内訳を見ると本会の運営に係る人件費、事務費、会議費等の総務費の予算実行率は約72パーセント、調査研究費、指導啓蒙費等の本会の事業のメインとも言うべき事業費の予算執行率は約50パーセントと各部とも予算執行率は例年より低い数字となりました。私としては、令和2年度は掲げた事業計画の内、多くの事業を実行することができなかつたという印象でしたので、予算の執行状況はその印象と一致した結果となりましたが、単年度収支で見ると、法人会費の適正な徴収及び過去の法人会費の未収入分の徴収による収入の増加分を除くと、収支はトントンという結果でした。これまでの予算案の策定は、事業数の増大、事業範囲の拡大のほか、綱紀、紛議の調停の増加等不測の事態に対応する必要があるとの理由から、多めの予算を計上してきました。決算ではなく、前年度の予算額をベースとした予算案の策定手法により、実態が見えにくいものになってしまっていたと考えられます。

また、会員数は年々減少傾向にあり、今後会費収入の減少は避けられませんので、収入に見合った事業執行にシフトチェンジしていかなければ、早晚繰越金を吐き出してしまうこととなります。

令和3年度につきましては、財政の健全化を図るための基盤づくりを目的として、事業面においては、事業の取捨選択を模索いたします。総務面においては、事務職員の増員計画を一旦保留とします。また、理事会や各種委員会等の会議を原則WEBで開催することとし、会議を効率的に進めることで、ノウハウを蓄積し、年間を通じてどのくらいの費用を削減することができるのかを検証していきたいと考えております。

令和3年度の事業計画方針は以下のとおりです。

- ① 日本土地家屋調査士会連合会が策定した「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づき、土地家屋調査士の使命と自覚，国民が安心して暮らせる社会の実現，土地家屋調査士の社会的地位の向上を目指し，国及び日本土地家屋調査士会連合会の動きを注視しながら，目的実現のための事業を計画し実行します。
- ② 現在実施している事業を総括し，事業の見直しや縮小等事業の選択と集中を図り，収入に見合った事業の執行を目指します。
- ③ WEBシステムを有効活用することにより，コロナ禍における事業執行を念頭に，より効率的な会務運営を目指します。
- ④ 事業の選択と集中に合わせて，適正な予算配分を行うことにより，単年度の収支バランスの健全化を目指します。

以上

令和3年度事業計画（案）

【総務部】

1. 諸規程の整備

連合会から配信される情報に耳を傾け、必要に応じ各規則や規程の検討を行うとともに、コロナ禍においても、会務運営が行えるよう法整備に努める。

2. 会員連絡及びデータバックアップ等のシステム再構築

的確な情報を把握し、迅速に情報配信することが大切であるとする。FAX・月末定期郵便による情報提供のほか、ブログ・メルマガ・ウェブサイト掲載により、しっかりと会員に情報配信を行う。また、データバックアップ等のシステム再構築については、昨年度より引き続き専門家を交え検証を行い、オープンピネのバージョンアップについては、令和4年度（2022年度）の完了を目途に進める。

3. ウェブサイトのリニューアル

昨年度からウェブサイトリニューアル作業を実施しているが、本年度も更により良いものとするため、引き続き専門家に携わっていただき対応に努める。なお、現在検討しているウェブサイトリニューアルスケジュールは、別紙ロードマップのとおり。

4. 事務局体制の強化

事務局体制の見直しを行い、体制強化を引き続き行う。なお、事務局体制の強化として、昨年度新規職員採用を行う予定で応募者の選考を行ったが、ふさわしい人材の確保が困難であったこと、及び令和3年度は予算策定手法を見直すことから本年度の新規職員の採用は見送ることとし、現職員により効率的な運営を目指す。

5. 補助者が調査士試験を受ける際の補助金及びアカデミー開校の検討

補助者への調査士試験補助金制度及びアカデミー開校の検討をするため、アンケート調査等を実施し、補助金及びアカデミー開校の検討に努める。

6. 会員のポイントによる評価体制の検討

CPD評価との区分け、また千葉会独自の評価基準について検討を行い、会員のポイントによる評価体制について提案できるよう努める。

【財務部】

1. 役員報酬の値上げ検討

役員数の減少と事業の増加に伴い、理事の負担が増えているため、理事に対する報酬の見直しを考えている。WEB会議を含めた会議の出席のみならず、自宅や事務所等で理事が費やした時間等のデータを収集した上で、適正な報酬を定めるように検討していく。

2. 会員親睦の検討

会員の親睦をより深めるために、現在助成しているゴルフ同好会のみならず、新たに出来上がった同好会には積極的に助成を考えていく。

また、親睦事業がしばらく開催されていないので、コロナ感染症の影響がなくなり、開催が可能となった時にはいつでも開催ができるように準備検討を進める。

3. 適正な財務処理

令和3年度の各部・各委員会の予算計上は、前年度の予算額をベースとした予算策定手法ではなく、過年度の決算額を基準に策定を行った。各事業・各委員会の執行状況に注視し、適正な予算執行に努めるとともに、年間を通じてどのくらいの費用を削減することができるのか検証していく。また、会の資産である動産及び不動産についても管理を徹底し、適正な財務処理に努める。

4. 災害対策基金の充実

将来に備え、引き続き大規模災害基金の充実に努める。今年度は財政調整積立金より1,000万円を繰り入れることにより、基金の積立目標である5,000万円に向けてできるだけ速やかに達成できるよう準備検討していく。

【業務部】

1. 表示登記協議会の開催

- (1) 7月と2月頃の年2回程度を予定して協議会を開催する。
- (2) 各支部における、年1回の法務局との打合せについて、支部支援金を交付することにより開催の支援を行う。

2. 業務に関する企画・立案及び調査・研究並びに報告

- (1) 官民境界確定業務改善として県土木事務所の要領の改正後について、その取扱いが順守されるように、千葉県土地家屋調査士政治連盟と協力し県土木事務所等への働きかけをする。また、県の改正内容を市町村に対して周知し、より良い取扱いとなるよう協議の準備を進めていく。
- (2) コロナ禍で昨年度より延期となっている調査士法第25条第2項に関する調査

として、各支部からの人員の援助をいただき、前回調査から10年以上が経過する法務局保管の土地区画整理図面などの備付状況の調査を法務局の許可の基に実施する。

- (3) 事務所経営に関する研究として、昨年度に取りまとめた適正な報酬額についての調査研究結果について、更なる広報を行う。
- (4) オンライン申請の推進に向けて、法務局と連携してオンライン申請率向上に向けた研修又は広報を行う。
- (5) 会員がG N S S測量を用いての基準点測量を可能とするために、本会にてリース契約するG N S S機器を会員へ貸与し、G N S S利用の機会を増やし、G N S S測量についての調査・研究を行う。

3. 資料センターに関する調査・研究

木更津支部で培った経験を他支部へも活用して、千葉県全域における早期のサービス提供を目指し、各市町村へ資料センターについての広報及び情報提供への協力を要請する。また、会員には資料センターのサービスを利用いただけるよう、I D及びパスワードの交付を行う。

4. 基準点に関する事項

本年も県内市町村との街区基準点包括使用承認契約の更新を行い、未契約市町村には契約に向けての働きかけを行う。今後も街区基準点の運用方法や震災後の測地成果への対応等についての情報収集を行い、その成果をウェブサイトにて継続して公開していく。また、会員には包括使用承認契約に基づく基準点使用報告が適切に提出されるように広報を行う。

5. 研修体制の充実

- (1) 研修委員会と連携して、効率的かつ効果的な研修が実施できるよう、コロナ禍においても受講可能な研修体制の整備・充実を図る。
- (2) 受講義務研修となった年次研修について、企画及び運営を行う。

6. 研修会、講演会等の開催

- (1) 全会員を対象とした研修会又は講演会を年2回程度開催する。
- (2) 関連士業と連携して、研修を企画し実施する。
- (3) 会員からの要望を踏まえた有料研修会の企画を行う。
- (4) 若手会員からの意見を踏まえた、新人会員を対象とした研修を行う。

7. 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士C P D）制度への対応

研修履歴及びC P Dポイントの情報をウェブサイトにおいて公開・管理する。会

員には連合会が目標に掲げる年間16ポイント以上、5年間で80ポイント以上のCPDポイントの取得を促す。

8. その他研修に関する事項

- (1) 支部研修については、例年どおり助成金交付の準備をし、講師派遣の依頼についても積極的に対応する。また、ブロックを構成する支部間の交流の促進を促し、ブロック構成内の支部での協力関係の強化に働きかけていく。
- (2) 受講義務研修となった連合会新人研修について、必須参加を促す。
- (3) 連合会及び関東ブロック協議会主催事業への積極的な参加を促す。
- (4) 他調査士会、他組織の研修会の情報を入手した際には、積極的に会員に紹介する。
- (5) 他調査士会、他組織からの要請による講師派遣の依頼についても積極的に対応し、土地家屋調査士業務に対する広報活動に積極的に努める。

【社会事業部】

1. 地図の整備等に関する事項

例年どおり千葉県地籍調査推進委員会へ参加し地籍調査事業を推進する。
正副委員長・部会長会議及び各部会に参加して、千葉県地籍調査推進委員会の運営に関し積極的に活動協力する。

2. 境界紛争解決に関する事項

- (1) 筆界特定制度推進のため法務局との協議を予定しており、それに向けた委員会を開催して筆界調査委員の意見書作成の迅速化及び調査委員の能力向上を目指した研修を開催する。
- (2) 法務局が行う研修会に講師を派遣するとともに、境界問題相談センターちばが行う研修会に法務局へ講師派遣を要請し、法務局と境界問題相談センターちばとの相互連携を図る。

3. 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項

公嘱協会との意見交換を行い、嘱託登記の推進を図る。

4. 公共・公益に関わる事業の推進に関する事項

- (1) 空家等対策の推進のための調査研究を行い、土地家屋調査士の活躍を目指す。そのため、市町村が主催する空家等対策協議会に協議委員を派遣する。
また、千葉県が主催する千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会などに参加して情報収集に努める。
- (2) 支部で開催する小学校への出前授業に協力し、教員や父兄、子供たちへの制

度広報を行っていく。また、中学校及び高等学校において土地家屋調査士の職業についての講演を行う。

- (3) 引き続き明海大学において講義を行い、大学生への教育と制度広報を行う。
- (4) 昨年、県内 54 市町村との災害協定を締結したので、千葉県との災害協定の締結を目指す。また、地域の講座等に講師派遣の要請があれば積極的に対応する。
- (5) 災害協定締結市町村が主催する防災事業へ参加する支部に協力していく。
- (6) 住家被害認定調査研修の充実及び災害調査に関するマニュアル化を実施する。
- (7) 市が行う罹災証明発行の研修に講師を派遣する。
- (8) 防災訓練を実施し、会員の防災意識の向上を目指す。
- (9) 関連士業との災害対策に関する協議会に参加する。

【境界問題相談センターちば】

1. 信頼されるADR
2. 事前相談に対する協力・支援
3. ADR認定資格活用支援
4. 他のADR機関との交流

境界問題相談センターちば開設から 15 年が経過し、紛争解決機関として世の中にある程度浸透してきたこともあり、相談申出、調停申立件数は一定の水準で推移している。

しかしながら誰もが「センターちば」を知っているわけではなく、境界紛争に関してはまだまだ隠れたニーズがあると考えている。そこで境界紛争で困っている人をスムーズに「センターちば」まで導くために、紛争当事者の方、他士業の皆様、区市町村・法務局職員の皆様、そして土地家屋調査士会会員の皆様に対してそれぞれ広報活動を行っていく。

また、年々複雑化する事件に対応するために、引き続き充実した内容の研修を行うとともに、他士業の皆様、官庁担当者の皆様と相互に研修に参加して積極的に交流を深めていきたいと思う。

その他「ADR代理業務紹介者名簿（弁護士会と共同）」の更新、「調査測量鑑定実施委員名簿」「事前相談受付名簿」の更新などを行い、センターとしての体制を整えていく。

昨年は新型コロナウイルス蔓延に伴う緊急事態宣言を受け、相談、調停、研修の多くが中止や延期となるなど、センターの活動も大きく制限され、緊急事態宣言が明けた後は、これまでどおりではない新たなやり方を模索しながらの活動となった。

今後もしばらくは新型コロナウイルスの終息が見込めないことから、相談、調停においては可能な限りの対策を徹底した中で行うこととし、研修については、WEB配信も可能な内容を提供できるよう実施したいと考えている。